

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標							
I 現状							
(1) 地域の災害リスク							
(洪水 : ハザードマップ)							
当町のハザードマップによると、当町が立地する周辺地域においては、浸水被害は想定されていらないが、町の大半が1m未満の浸水区域で、一部2m以上の浸水が予想されている。							
(想定：12時間の総雨量 316mm)							
(地震 : J-SHIS、)							
現時点では、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6強以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。							
以下は当町で特に大きな被害を及ぼす恐れのある地震を想定している。							
地震名		マグニチュード (M)		最大震度			
想定地震	内陸型	奈良盆地東縁断層帯		7. 5程度			
		中央構造線断層帯		8. 0程度			
		生駒断層帯		7. 5程度			
		大和川断層帯		7. 1程度			
想定地震	海溝型	東南海・南海地震	東南海地震	7. 5程度			
			南海地震	8. 0程度			
		南海トラフ巨大地震		8. 5程度			
(その他)							
当町の過去に発生した災害履歴から、水害は寺川と寺川支流との合流地点周辺を中心に被害をもたらしている。							
大きな災害としては、昭和57年の台風10号と、台風9号くずれの低気圧による豪雨が引き起こした水害(昭和57年7月31日～8月3日)では豪雨により初瀬川左岸が決壊し、田原本町北部を中心に家屋損壊108棟、床上浸水432棟、床下浸水620棟もの被害が発生した。							
また、平成29年の台風21号(10月22日～23日)の大雨により、大和川支流(寺川、飛鳥川)の水位上昇により排水不良が発生し田原本町の広範囲で内水被害が発生し、道路冠水による交通マヒを始め、床上浸水10棟、床下浸水46棟の被害が発生した。							
(感染症)							
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。							

## (2) 商工業者の状況 【平成28年経済センサス】

- ・商工業者等数 984人  
内小規模事業者数 741人

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況）
商 工 業 者	製造業	253	219	町内に広く分布している
	小売業	325	198	町内に広く分布している
	サービス業	341	258	町内に広く分布している
	その他	65	43	町内に広く分布している

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練（新型コロナウイルス感染症対策含む）の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・田原本町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・内水対策のための雨水貯留施設の設置

### 2) 当会の取組

- ・事業者へBCPに関する国の施策の周知
- ・事業者に対して個別専門家派遣を行いBCP策定支援
- ・専門家等と損害保険取り扱いの加入促進
- ・防災備品（マスク、軍手、水等）を備蓄
- ・田原本町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・商工会青年部によるマスクの寄付、県統一防災対策基金の実施
- ・感染対策の啓発周知

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策（BCP等）の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社

内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平成22年に締結した災害時等における緊急物資の供給、清涼飲料水等の供給協力や基本的な感染対策の徹底について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回・窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその響を軽減するための取組や対策について説明する。  
(対策=事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)
- ・商工会からの案内や町広報、ホームページ、等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C P等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P等(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年、事業継続計画を作成(予定)

3) 関係団体等との連携

- ・防災士の専門家や損保会社に依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等の取組状況の確認及び計画策定を推進
- ・(仮称) 田原本町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 8.6 の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、自助の安全確保、また人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。  
(S N S 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況)  
(家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、田原本町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

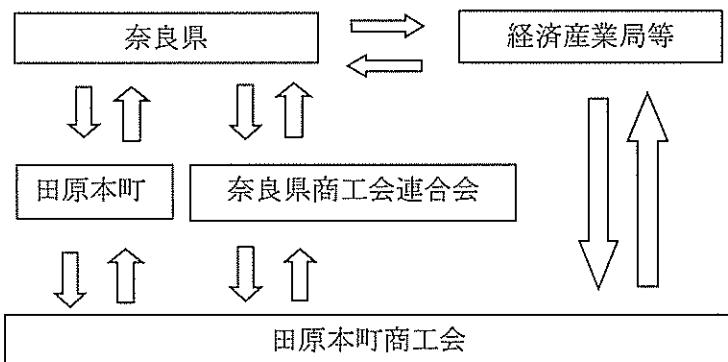
- ・本計画により、当町と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町の「新型コロナウイルス感染症」にかかる田原本町対処方針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当町と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。



### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、田原本町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、田原本町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和3年12月現在)	
<p>(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）</p> <p>↔ : 連携</p> <pre>graph TD; A[田原本町商工会 会長] --&gt; B[田原本町商工会 法定経営指導員]; B &lt;--&gt; C[田原本町 ・防災課 ・地域産業推進課]</pre>	
（2）田原本町商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	法定経営指導員 上田剛裕（連絡先は後述（3）①参照）
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）	※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）
（3）商工会、関係市町村連絡先	
①田原本町商工会	〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代 356-17 TEL：0744-32-2552 / FAX：0744-33-5477 e-mail： <a href="mailto:tasyoko@apricot.ocn.ne.jp">tasyoko@apricot.ocn.ne.jp</a>
②関係市町村 田原本町役場 ・防災課・地域産業推進課	〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1 TEL：0744-32-2901 / FAX：0744-32-2977 e-mail： <a href="mailto:info@town.tawaramoto.nara.jp">info@town.tawaramoto.nara.jp</a>
※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）	
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
必要な資金の額					
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・広報費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
田原本町補助金、奈良県補助金、会費収入、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。